国民健康保険第三者行為求償事務アドバイザー設置要綱

一 目的

第三者行為に係る求償事務の継続的な取組強化を図るため、保険者の 抱える課題に対して、具体的な解決策等を助言できる国民健康保険第三 者行為求償事務アドバイザー(以下「求償アドバイザー」という。)を 設置し、もって医療費の適正な執行を確保することを目的とする。

二 委嘱

求償アドバイザーは、国民健康保険及び損害保険に関する豊富な知識 や経験を有する専門家及び市町村職員等のうちから、厚生労働省保険局 国民健康保険課長が委嘱する。

三 取組事項

求償アドバイザーの取組事項は、次のとおりとする。

- (1)被害届の届出の励行を促す取組の強化
- (2) 第三者による不法行為が疑われるレセプト発見方法の強化
- (3) 損害賠償請求の事務が滞っている場合の解消方法
- (4) 損害保険会社や医療機関等との連携方法
- (5) その他、求償事務の取組強化に関する事項

四 活動

求償アドバイザーの活動内容及び活動時間は、次のとおりとする。

- (1) 講演等の依頼に基づく講師又は助言者としての派遣
- (2) 電話等による照会への相談対応
- (3)業務を通じた「求償アドバイザー候補者」の発掘・育成
- (4) 求償事務に関する会議等への参加
- (5) 損害保険関係団体との協議の場への出席
- (6)活動に当たっては担当ブロック制を基本とする。
- (7)活動時間は、求償事務アドバイザーの指定する時間とする。

五 任期

求償アドバイザーの任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

六 秘密を守る義務

- (1) 求償アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も、また、同様とする。
- (2) 求償アドバイザーが、前号の規定に違反して秘密を漏らした場合は、 二による委嘱を解くものとする。

七 その他

- (1) 求償アドバイザーの活動については、謝金及び旅費を支給することができる。
- (2)この要綱に定めるものの他、求償アドバイザーの活動に関する必要 事項は別に定める。

平成28年1月19日 平成28年4月1日改正 平成28年11月1日改正